

道州制・地方財政制度調査検討会
第6回 地方財政制度分科会 結果概要

日時：平成20年2月14日(木)

13:00～15:00

場所：議事堂5階501委員会室

出席委員：前野和美分科会長、館直人座長、津村衛委員、森野真治委員、
杉本熊野委員、西塚宗郎委員、永田正巳委員、
中嶋年規委員

欠席委員：小林正人委員

1 委員間討議

(1) 財政民主主義について

前回分科会において意見があった、「財政民主主義」に対する分科会委員の共通認識の形成のため、事前に各委員に配付済みの「財政民主主義に関する資料」及び「当分科会の考え方(案)」について、中嶋委員の要請により事務局から概要を説明。その後、分科会としての「財政民主主義」に対する共通認識を形成するため、以下のとおり委員間討議が行われた。

前野分科会長

前回の分科会では、地方財政制度を検討するに当たって、「財政民主主義」の実現を目的とすべきであり、そのためにまず、「財政民主主義」の定義を、委員間で共通の認識とすべきではないかというご意見が中嶋委員から出されました。

では、資料を参考にしながら、「分科会としての考え方」をまとめたいと思いますので、各委員のご意見を伺いたいと思います。

それでは、中嶋委員からご発言をお願いします。

中嶋委員

資料1ページ目(「財政民主主義」にかかる当分科会としての考え方(案))の最初にある「国民が財政をチェックし、コントロールしなければならない」ということは共有できると思いますが、議論のためのポイントとして3つほど上げたいと思います。

1つは、県民はどこまで関与するべきか、というところは、1回この場で議論しなければいけないと思います。議会がしっかりしていれば、県民の皆さんが、県の財政について詳しいことまで理解しなくてもいいのでは、という考え方もあると思います。極端に言えばですが。そうではなくて、県民の方もしっかり理解していただいた上で、財政のありようについて参

画してもらわなければいけないのかどうか。ここが1つのポイントだと思います。どこまで県民の方が関与するのか、というところについての考え方を、一回議論のポイントとして挙げたい。

2つめのポイントは、県民・住民は、サービスの受け手としての住民なのか、利害関係者としての住民なのか、所有者としての住民なのか。かつて二元代表制の考え方を議論したときにも同様でしたが、「財政民主主義を進めることによって財政が悪化していく」という考え方は、住民がサービスの受益者という観点に立てば、より税金を少なく、より多くのサービスを、ということになるので、財政は悪化していく。しかし、将来世代も含めて、自分たちの三重県は、自分たちが所有者、株主だという思いでいけば、赤字ばかりではダメだ、という考え方にもなります。県民がどこまで参画するのか、ということと同時に、県民の性格をどう捉えるか、ということ、1回この場で議論したいと思います。

3点目は、国と違うところは、知事と議員はそれぞれで選ばれています。地方自治法では、知事にだけ予算提案権があります。知事が、県民の方に参画してもらい、予算をつくり、知事が提案すれば、財政民主主義が成り立つという考え方もあります。二元代表制を標榜している三重県議会として、財政民主主義における議会の役割が、国と同じ「財政国会中心主義」でよいのか。日本国憲法は国を想定しているところがあるので、地方自治体の二元代表制の中で、財政議会主義という言葉は成り立たないと思います。知事と議会との関係の中でどう捉えるか。

これらの3つをもう少し議論しておかないと、今後の報告書においてもズレが出てくる気がしますので、この3点について皆さんの意見を聞かせていただきながら、私も考えていきたいと思います。

永田委員

原点に戻るようですが、県民に対する1万人アンケートでは、財政問題についてアンケートをとったことがありますか。ないと思います。財政問題については、議会の一部、行政の財政担当に限られ、国民や県民のチェックということは、これまであり得なかったというのが実態ではないでしょうか。それでは財政民主主義からすれば、いけないという認識で、これからの議論を展開していくべきだと思います。

西塚委員

自分たちの立場を含めて考えると、直接住民が関与することが、自分たちの立場を否定することにならないでしょうか。直接住民が関与できるというのは、住民監査請求や住民訴訟という制度があるということを考えて、情報がいかに住民に伝わるか、ということが大切なのかと思います。これを前提に、議会で議決するということが、財政民主主義の基本となっていると思います。

前野分科会長

県議会議員として選ばれているわれわれは、県民の代表であり、執行部が提案する予算について議論し、認めているということは、大きな責任を持っています。財政が悪化したとき、議会は関係ないということは通りませんが、県民一人ひとりに、そこまで財政について責任を持ってもらうことにしていくのか、ということも考える必要があります。今までのように議会が責任を持ち、県民の想いを県政に伝え、県民の負託に応えていくという流れをさらに強化するため、公会計制度の改革の中で明確に打ち出していきたいと思います。県民の皆さんにどこまで関与してもらうのか、県民の皆さんに予算の状況を十分に把握してもらい、分かりやすい予算説明といったところで留めておくか、実際に県民の皆さんが予算の執行について発言され、それに基づいて知事が予算を編成していくという形にしたいのか、そこを議論する必要があると思います。

中嶋委員

夕張市が財政破綻しましたが、市長がダメだったのか、議会がダメだったのか、市民がダメだったのか、という議論にもなってきます。主権者たる住民が直接に財政運営の監視や個々の政策形成に関与していく姿というのは、私は「理想ではない」と思います。

西塚委員

夕張市が破綻した過程を見ると、議員も勉強不足はあったのですが、財政の中身、実際の内容が市民に知らされていなかった中で、あそこまで行ってしまったのかと思います。もう少しきちっと住民に知らされていれば、住民も早く気がついて、いろんな事業も止まっていたと思います。連結決算も、住民に本当の中身を知らせることが主眼ではないでしょうか。

館委員

夕張問題が起きる前に夕張市に行き、財務書類を少し見たことがありましたが、その時おかしいと感じて行政に質問したところ、返事がかえってきませんでした。

西塚委員

市議会議員も承知していたと思うのですが。市債ではなくとも一時借入金で出てくると思います。

中嶋委員

そういう事情であるとするならば、議会が中心で財政を回していくというのは、性悪説に立てば無理となります。

館委員

知事の予算編成、執行という権限があり、それにはいろいろな施策がついています。それを議会として監視するという流れがあり、住民としては監査請求や訴訟の制度が用意されている。どこまでの情報を県民の皆さんに出して判断をいただくか、という問題はありますが、議員は住民の負託

をうけて議会に出ていますので、われわれの仕事は何なのかということになってきます。

中嶋委員

一義的には議会が責任を負って、統制、監視していくべきだと思います。その上で、正しい情報を住民に提供し、選挙を通じて、われわれの判断が良かったのかを住民にコントロールしてもらう、ということが、民主的に財政を運営する現実的な姿なのかと思います。「直接に財政運営の監視や政策形成に参与していく」のは理想ではない、ということを確認したかった。

西塚委員

私も理想とは違うと感じます。

館委員

知事は知事としての責任があり、議会は監視機能、政策提言の責任があり、すべての県民が直接に監視、政策形成に参与するのは不可能でしょう。

津村委員

議会と行政と住民の3つのバランスをとることが重要だと思いますが、実際、住民として、財政に関してもっと主体的に関わってください、と言われても、「いきなりそういわれても。ではあなたたち議員の役割は何？」となると思います。知事と議会が責任を持って、という話になっていますが、議員としての責任はとりようがない。例えば1つの事業が失敗したとして、知事、議会はその部分の具体的な責任の取り方は難しい。

また、正しい情報の出し方は非常に大事ですが、今までが正しくなかったのかというと、そうでもありません。正しい、正しくないというよりも、住民の方々一人ひとりの心に届くような情報公開のあり方はどのようなものか、ということをもっと議論して、今までとは異なった情報の出し方をして、住民の財政に対する理解を少しずつ深めていただくしか方法はないのではないのでしょうか。

西塚委員

住民に対する議会の責任の取り方は、選挙以外にはないと思います。

前野分科会長

夕張市も市長、議員の交代という結果となっています。公会計制度を考えると、議会の立場が微妙になってくるように感じます。議員の責任の取り方もこの際明確にする必要があるかもしれません。議員を選挙で選ぶときの物差しが必要だと思います。議員は地域の有権者から選ばれて出てきている以上、いろいろな要望を県政に提案して、事業につなげていくという課題を持っています。しかし、そればかりを突き詰めると、51人の県議会議員がいますので、すべて知事が受けていると財政は持たない。いろいろな選択をしながら事業を決定していきますが、議会での発言や活動を住民が見ながら、公会計制度の中で知り得た情報と照らし合わせて、選挙のときに住民が選択の権利を行使する、といった、そこまで分かる会計

制度が求められているのかもしれませんが。

館委員

議員個人としてもありますが、議会としてどうかということの方が重要かと思います。議員個人としても1つの問題に対しては賛成、反対、いろいろありますので、執行部提案の手法に対して、議会として総意をまとめることが大事で、それに対して、住民が判断できる情報が必要かと思いません。

西塚委員

議員が地域住民の意見を聞いて、それをどう反映させるかということについては、議員個々人が努力する部分はあるでしょうが、議会の総体として、知事提案に対して、県民の意向をどこまで反映させることができるか、ということだと思います。マニフェストも、国の政党という意味では、政権をとれば政策として実現できるかもしれませんが、国、地方とも、議員一人ひとりには予算編成権がないので、マニフェストで地域住民と約束しても、権限がないので実現ができません。三重県議会トータルとして、知事の提案に対して県民の意向を反映させるかということは、努力により可能だと思います。

杉本委員

論点が交錯するかもしれませんが、福祉医療費助成の問題では、サービスを受ける側からすれば、議会が今求めている意見と合致していると思いますが、執行部は持続可能性の話をしてきます。議会が求める形にすると、どのように県財政を今後圧迫するのか、というところが、私自身新人ということもありますが、現時点では「わからない」というのが正直な感想です。トータルとして県財政の中でこうなのだ、ということが、十分に説明されていないと思います。今の状況で、議員としてどう判断するのかと迫られたとき、十分な情報が与えられていないと、判断はできません。それと、県民の皆さんは、議員であるわれわれに状況を説明し、判断を議員に託す、というのが、私が感じている「県民の意識」ではないかと思います。自分の思い、願いを議員に託し、一人ひとりが判断に関わっていくという意識にはない、というのが現状だと思います。そのぶん議員、議会としての責任はありますが。

館委員

何が優先なのかということ、議会の議論の中で方向を決めることで、議会としてできるだけ多くの県民の意見に応える、ということがまず大事だと考えます。博物館が先送りされてきたことも、そういった判断をしてきたということでしょう。

前野分科会長

論点を絞りたいと思いますが、公会計制度に対して、住民の関与に絞って議論していただきたいと思います。

中嶋委員

今までの議論ですと、正しい情報を提供するところまで、でしょうか。それを全員が理解し、共有するところまでは非常に難しいと思います。努力はしていかなければいけません。津村委員が言われる「心に届く」をどこまでやるかですが。

前野分科会長

「住民自らが政策形成に直接関与すること」ではなく、関与が可能となるような情報を提供し、その前提から出された住民の意向を、議会のわれわれを通じて政策形成につなげていくということでしょうか。

西塚委員

情報が県民に正しく伝えられ、その情報に基づいた県民の意向を、議員がどう吸い上げ、どう議会に反映させるか、ということでしょうか。

中嶋委員

知事は一方で、別のチャンネルで県民の意向をふまえ、予算案として議会に提出し、われわれも議員としてのチャンネルで県民の意向をふまえ、審議・議決していくということでしょうか。

津村委員

正しい情報は非常に大事だと思います。例えば福祉医療費についても、当初の執行部の説明では、市町と何年もかけて合意してきたので認めてください、という話でしたが、蓋を開けてみたら市町は「聞いてない。そこまで詰めていない」ということが後から出てきました。こういうことがあると、正しい情報かどうか、常に客観的に、疑わなければならない状況に陥ってしまいます。

前野分科会長

財政民主主義に対する考え方(案)に記載の「主権者たる住民が直接に財政運営の監視や個々の政策形成に関与していく姿を理想とすべきではないか」について、ここまで行くべきだと考えますでしょうか。

中嶋委員

事務局は何か意見ありますか。

事務局

この文言は、資料の中にありますが、1つの考え方ではありますが、理想とすべきとまで書ききってはいません。議論していただくための材料としての案ですので、これまでの議論では、この部分については異論がある方が大勢だと思いますので、分科会長と後で調整させていただくこととし、議論を次へ進めていただければと思います。

前野分科会長

それでは、この部分については、皆さんの意見を反映するよう調整いたします。続きまして2つ目の、住民の立場、性格について、報告の中に書き込んでいく必要がありますでしょうか。

中嶋委員

先ほど杉本委員から話のあった、住民の皆さんが自分にとってプラスになることを議員に託す、ということがベースになってしまいますが、将来世代のために今我慢するといった観点を、議会としても、あれもこれもではなく、限られた財政の中で、優先順位はこれだと言える議論ができるような姿勢を持つ必要がある、ということを確認したいと思います。そういう姿勢で議会が財政統制に入っていくべきではないでしょうか。

前野分科会長

議員も自分の意見を強調するばかりではなく、議会の総意を優先するということは、前から言われていることではありますが。

中嶋委員

二元代表制の議論の中で議会が一枚岩になるために、議員間討議を充実し、今は試行している段階だと思います。かつてのように要求するだけの立場ではいけないということだと思います。

前野分科会長

新しい公会計制度の中では、長期的な視野で財政を見ることを求められているということが、重要な点だと感じます。

中嶋委員

そういう姿勢、考え方を失ってはいけないと思います。津村委員が言われたように、責任という言葉は使いづらいですが、財政運営に議会として携わっていく姿勢として、自己規律も求められる。

西塚委員

福祉医療費は、全体から見れば小さい話かもしれませんが、必要となる増加経費をどこかで削減するという決断をすれば、単年度内ではやっていけますが、現在1兆円の債務残高を減らそうとすると、財政規模を小さくするしかありません。県民も負担、覚悟をする必要があることを理解してもらわなければなりません。現在世間で話題になっている「環境税」など、県民が痛みを伴い、それでも良くしていこうというような、本来の地方自治の姿を確立していければ良いと考えます。

杉本委員

県民が「それでもいい」と思えるような財政運営ができる三重県になればよいと思いますが。

中嶋委員

財政規律に対しても、議会として責任を持った判断をしなければならない、ということを確認したいと思います。一方で、負担しただけの行政サービスとなっているかという観点からも見ていく必要があります。先ほどの住民の関与の仕方と併せて、議会がどういう立場で財政に携わっていくべきか、それが目指すべき財政民主主義の形だと思います。

前野分科会長

財政民主主義について、執行部の関係はどうでしょうか。

中嶋委員

3つ目の論点になってきますが、国の議院内閣制であればそれでいいのですが、地方は二元代表制なので、少し違ってくると思います。

前野分科会長

この検討会は議会の検討会ですので、議会と県民との関係についての検討としましょうか。

中嶋委員

知事は知事で、議会が考えるのとは別に、規律ある財政、持続可能な財政という観点から、最小の負担で最大の効果を出す財政運営をしていく責任を持っています。議会は、本当にそれが多様な県民の想いに沿ったものかということをチェックし、議決していく、という違った立場にあります。ベースとしては「県民の意向をふまえ」ということで共通していますが、両方の仕組みがあって地方自治体の財政民主主義が可能となるので、知事抜きでは語れないと思います。

前野分科会長

それでは、財政民主主義の定義については、ただいま討議いただきました内容を、当分科会としての考え方に反映させ、次回、再度ご審議願いたいと思います。

(2) 委員提出意見について

前回分科会に提示した骨子案に対して意見提出のあった委員から、各自の意見を説明した後、以下のとおり委員間討議が行われた。

1. 報告書(骨子案)について

前野分科会長

骨子案については、これまでなかなか議論が少なかったこともあり、何らかのたたき台を出したほうが、議論も進みやすいかという思いで書かせていただきましたので、これを基に、あるいはこれ以外でも、いろいろなご意見をいただければと思います。

自治体格付けについては、もう少し議論を深めたほうがいいと思いますので、もう少し資料を集めましょうか。

中嶋委員

IRとか、この検討会ではこれまで議論していませんが、問題提起だけはしておきたかったので、このように書きました。これまでの分科会での知事部局からの説明、専門家からの講演のほか、地方財政が改革されてきた背景を説明した書籍によると、「地方分権が進む中、夕張問題が起き、財政健全化法ができ、公会計改革が進んでいる」という話になっていますが、

夕張問題ばかりが強調されている感があり、元々は地方分権の一環で、地方債を自分らの責任において発行しなさい、自治体自身が自分たちの信用力で資金調達しなさいよと変わってきた中で、正しい情報をどう提供するか、だから公会計改革しなければいけない、将来負担も含めて財政全体を把握できるように財政健全化法もつくられた、という視点の方が大事だと思っています。そういったことを検討会の報告書のどこかに書かないといけないかなと思っています。

そういった中で自治体の格付けそのものについて学ぶこともあってもいいのかもしれないですが、全国的にもあまりまだ進んでいない気はしています。特に三重県のように縁故債中心の自治体は、格付けにはあまり興味を持っていないと思いますので。どちらかという市場公募債をやっている大都会の政令指定都市とかは、自治体格付けに興味持っていますし、実際格付けしてもらおうという動きもあるのかと思うのですが。県としてどう考えているのか聞きたいと思います。

前野分科会長

公会計改革が進んでいくと、それぞれの自治体の財政状況というのは、格付けをしなくても、議員や住民でも十分理解できるようなものを示していくということですので、それでもなお、格付けをしてもらって、この自治体は信用あるからお金貸してもいいよ、そんなことになっていくのでしょうか。財政状況がもっと把握できるようになるのですよね、長期的な展望も含めて。

事務局

財政健全化法についてはあくまでも最低レベルの指標と捉えるべきと、以前の分科会の講演で、小西教授が述べていました。公会計改革による財務諸表についても、企業のように貨幣尺度のみで評価できないという面があります。各自治体によって前提条件等、状況違うので、財務諸表だけを見て、起債の利率に反映される指標を出すことは不可能と思われます。格付けは、評価機関の基準ですが、一律の分析で、目的を絞って評価しているので、起債利率などの参考にすることもできるのかと思います。財務諸表が各自治体から出揃ったところで、自動的に地方債利率が決まるという話ではありません。

中嶋委員

自治体格付けについては、私もあまり調べていないので、どこまで進んでいるのか、一度調べていただければと思います。

前野分科会長

全国の自治体すべて格付けしてもらわないと比べることはできません。今、縁故債が多いと聞きましたが、将来は、市場公募債が必要な時代が来るのでしょうか。許可制から協議制に変わるという流れはそういうことを意味しているのでしょうか。

事務局

総務省が後押しをしているというのは事実ですし、そういう始まりの1つということは、以前の分科会の講演で森田さんはおっしゃっていました。

ただ、全国どこでもやっているわけではなく。現状の市場公募債は、資金が足りないからやっているというよりも、啓発的な面というか、我が町に建てる体育館に住民の協力をというものがニュースに採り上げられたりしています。

中嶋委員

こういう議論を検討会でやってこなかったのも、やるべきだと思って、この意見を書きました。議論だけをしてみて、やっぱり関係ないなということであれば、報告書にも要りませんので。

永田委員

格付けする機関とはどこなのですか。

事務局

代表的なのは、横浜市が格付けを依頼したスタンダード&プアーズなど外資系のほか、民間で5社程度がよく知られています。

前野分科会長

資料がありますのでこれを委員に配付してください。
(事務局から資料配付)

永田委員

格付けする機関の信用度は誰が決めるのでしょうか。

中嶋委員

ISOなどと違って、審査する機関を認定するという制度はないので。全国的に格付けが必要になってくるのであれば、そういうことも考えていくこともできるのではないのでしょうか。私が聞いた話では、三重県を研究材料にさせてほしいということです。三重県は事務事業評価情報が揃っているのも、それを活用した格付けなどを研究したいという話を受けたことがあります。

前野分科会長

それでは、この論点も報告に入れていく方向で、次回に議論を深めることにします。

中嶋委員

津村委員の意見のとおり、報告書は、議会としてどう地方財政に関わっていくのが大事で、その辺が骨子案では弱いと思います。財政民主主義の話から出てくるとは思いますが、議会としてどう取り組むべきかを報告書に盛り込むべきだと思います。また、館委員の意見のとおり、分かりやすく端的に表現した報告書とすべきだと思います。

前野分科会長

そのようにさせていただきます。

2. 議会自身、執行部等に対する提言、予算決算審議に当たっての課題、来年度以降に取り組むべき事項などについて

意見提出のあった委員から、各自の意見を説明した後、以下のとおり委員間討議が行われた。

(議会として)

前野分科会長

3つの意見とも共通した趣旨ですが、公会計制度改革により出てくる財務諸表を議員がきっちりとすべて把握できればよいのですが、専門的知識が必要となり、時間的余裕がないという事情もあります。専門的な知見を活用し、そこで一定の評価をいただき、議員に説明していただくような機関をつくってはというご意見でした。これについて、具体的なご意見がありましたらお願いします。専門的な機関をつくる場合、公会計制度に精通した人達を集めることとなりますが、議員を含めるかどうか、いかがでしょうか。

中嶋委員

私のイメージでは、第三者的立場、専門的見地から、今の三重県財政を分析していただくもの。執行部からは予算編成、財政の現状を説明してもらっていますが、違う角度から読み解いていただき、予算決算の委員会の場で議員にレクチャーしていただくイメージで、議員は入らないものを想定しています。

前野分科会長

委員は単独、例えば監査法人1社にお願いするようなものでしょうか。

中嶋委員

そういうのもありますし、複数も考えられます。

前野分科会長

いろいろな角度という意味では、複数の方がよろしいかと思います。

館委員

私も、議員が入るのではなく、第三者の目でという観点です。

事務局

議会基本条例においては、この検討会は第14条で規定されていまして、議員のみによる構成とされています。一方、第13条では調査機関を設置することができるかと規定されており、学識経験者等での構成を基本としています。必要があれば議員も構成員となれるものです。想定としては13条になろうかと思いますが、今ここで構成の割合等までを決める必要はないかと思います。

永田委員

私は、議員も入るべきだと思います。議員の中に財政に精通した人を育てるという意味で、勉強を兼ねて。

杉本委員

私は、議員も入るイメージを持っていました。どちらがいいかは今分かりませんが、議員が入る、入らないで性格が変わってくると思います。今ここで結論を出す必要があるかどうかは別として。

事務局

今の議論で、専門的知見の活用を報告の中に盛り込むことは一致されているようですが、詳細な形態にまで言及するかは、分科会長と相談の上、次回提示させていただくということでしょうか。

前野分科会長

それでは、そのようにします。続きまして、執行部、監査に対してのご意見をいただいておりますので、中嶋委員、ご説明をお願いします。

(執行部、監査に対して)

中嶋委員

執行部に対してですが、財政規律を促して、より計画性・透明性を高め、財政運営に関する説明責任を課すといった、財政民主主義を実現するための条例づくりの検討を執行部に対して求めていったらどうでしょうか。執行部がやらなければ議員提案で考えてもいいが、まずは一義的には執行部に考えていただいたらどうか、という提言をしたらどうかと思っています。

監査の方ですが、監査もこれからチェックとか分析の機能をさらに充実させ、先ほど話に出ていましたが、正しい情報というものを監査がちゃんとチェックし分析することが、正しい情報であるかどうかの担保になるので、その点を充実させる必要があるのではないのでしょうか。人員増という安直な考えではなく、外部の方への委託も含めて機能強化の取り組みを考えてはどうかということを書かせていただきました。

前野分科会長

杉本委員、お願いします。

杉本委員

ここに書かせてもらったのは、今日の最初の話で、県民はどこまで関与するのかというところで議論をいただいたと思うので。県民が関与することは必要だと思うが、関与のあり方というのは、いろんな視点でもう一回整理してみる必要があるのかなと思います。

西塚委員

監査委員の機能として、財政分析まで行ってチェックする機能を求められているのでしょうか。

中嶋委員

今回の財務4表なり、4指標が、本当に正しいのかというところがありますが、それに加えた機能を求めるかどうかですが。今、三重県の監査は、

行政監査も含め、政策評価的なことまで踏み込んでやっていますので、さらにバージョンアップしてやっていただくのか。それは監査の役目ではなく、議会でやるべきだという意見もあるでしょうし。

事務局

財務諸表ではなく、財形健全化法の指標が監査に付されることとなりますが、その数字が正しく計算されているかの監査のみで、中身についてどうなのかということまでは言わない、というスタンスになるうかと思われ

中嶋委員

先ほどの議会基本条例第13条でつくる調査機関が、監査が正しいと認められた情報をもとに、どう読み解くか、というふうにしていくのであれば、最後の私の意見はなくてもいいのかと思います。

前野分科会長

条例づくりは、各地域ではどんどんつくられている傾向なのでしょうか。

事務局

知る限りでは、岐阜県多治見市が、財政悪化が進む中、市長が従来から財政に対する関心、見識が高く、以前の分科会における小西教授の講演でも紹介がありましたが、執行部自らが財政目標なりを決めるという条例をつくっています。

前野分科会長

報告に書くのであれば、一度多治見市の条例を調査する必要があるかと思

中嶋委員

私がイメージしていたものは、ニュージーランドが法律でやっています。地方自治体的なところが10年間の財政計画を示さなければならないというのがあり、10年間で数値目標を置いてとか。小西教授が言われているのはそのイメージだという気がしていますが。その法律の中には、住民に対する財政のアカウンタビリティを果たさなければいけないといったことも確か書いてあったと思います。

前野分科会長

条例の資料はとれますでしょうか。

事務局

はい。

前野分科会長

次回までに条例を取り寄せていただき、それを見て検討していただくということで。

中嶋委員

イギリスのゴールデンルールというのもあって、それが基になっていたような気がします。

前野分科会長

時間も迫っておりますので、今日は、真剣な委員間討議をしていただき、ありがとうございました。次回まとめさせていただく論点としまして、「三重県議会の目指すべき財政民主主義」を分科会として提示しまして、検討の目的として明示していきたいと思っておりますので、後日ご討議をお願いいたします。それから、行政に対しての提言はしておいた方がいいということでした。監査に対しては、提言は行わないこととさせていただきます。議会に対しての提言としては、財政に関する専門的な調査機関の設置を盛り込むこととします。それから、報告書の形式については、要点箇条書き等を使い、簡潔なものとしします。

これらの点を反映しまして、次回の議題をつくりまして、再検討をお願いしたいと思います。

3 次回の日程について

事務局から、資料に基づき、これまでの経過を説明。今回の委員間討議が多岐にわたったため、これまでの予定に加え、もう1回分科会を行い、報告案のとりまとめを実施することとされた。

(次回日程)

日時：2月25日(月)午後1時30分から

場所：議事堂5階501委員会室

内容：執行部聴き取り、報告(案)検討 等